第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

【本論点の説明】

司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。

これを踏まえ、法曹有資格者の地域的偏在の解消と、法曹有資格者の需要の高まりが見込まれる官公庁、企業、海外展開等への活動領域拡大のための方策について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- 1 関係者からのヒアリング及び委員からの発表
- (1) 法律事務所における活動について
 - 中小規模の法律事務所では、優秀な弁護士を採用し、事務所のレベルアップを図りたいと考えている一方で、現状からすると、新人弁護士を多数採用する余裕はない。法律事務所全体の求人数は減少してきており、現状は明らかに弁護士となる司法修習生の供給過剰の状態である。

もっとも、司法修習を終えた後、法律事務所の就職先が決まっていない 者についても、人柄や能力が劣っているわけではなく、弁護士会で適切な アドバイスを受けた後には、比較的スムーズに就職に至ることが多い。

- 利害を調整すべき場面というのは、伝統的な法律業務に限らず、社会に広く存在するから、利害調整力を学んだ法曹有資格者が果たすべき役割は大きい。法曹有資格者が社会に提供できる能力について、社会全体で認知度の向上に努めることが重要。他方、法曹有資格者も、自らの利害調整力を発揮するため、語学力や海外の生活面などでの環境適応能力を身に付ける努力をする必要がある。
- 〇 勤務弁護士のような収入保障のない独立採算制をとる事務所に就職した 弁護士(いわゆる即独弁護士)については、仕事を通じた訓練(OJT) を受ける機会の確保に課題がある。

- 都市部であっても、司法過疎地であっても、埋もれた法的ニーズはまだ まだ多く存在するが、その中には経済的裏付けのないものもたくさんある。
- 法律事務所で働く弁護士の業務についても、積極的な広報・広告活動の 展開などを通じて、より拡大していく余地がある。

(2) 企業における活動について

- 厳しい国際競争の中でのリスク管理等の観点から、法務部門を強化する 必要性が言われる。もっとも、ビジネスの現場では、必ずしも細かな法律 知識が必要なのではなく、ビジネスの総合的な流れに対する分析力や鋭敏 なリスク感覚が必要であり、そのような能力を身に付けさせるため、大企 業では、ある程度時間のかかる育成プログラムを設けているが、法曹有資 格者がそのような能力を身に付けているわけではない。
- 企業において、法的な職業倫理を負っている弁護士が存在することには 価値があり、今後、具体的な数値目標の策定、法科大学院における企業内 弁護士実務家教員の増加、若手企業内弁護士に対するプログラム等の整備 を通じて、企業内弁護士を増加させていくことが有益である。
- 〇 中小企業では、社内で必要な人材を育成する余裕はなく、実業経験を重視して採用しているため、法務関係に限って弁護士を社内に置いておくニーズは乏しく、各案件ごとに個別に弁護士に依頼することが合理的である。
- 法曹有資格者の企業での活用を広げるためには、弁護士会の諸制度(弁 護士会費、委員会活動等)との関係を整理する必要がある。

(3) 公務における活動について

- これまで、国家公務員採用試験や任期付職員制度等により、法曹有資格者や法科大学院修了者を多数採用してきた。また、平成24年度から実施される新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験(法務区分)を新設した。今後とも、法曹有資格者や法科大学院修了者の有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。
- (4) 地方公共団体における活動について
 - 東京都では、争訟案件だけでなく、政策形成能力を高めるとともに、専門性の高い法律実務等を的確に処理していくため、法曹有資格者の存在が

不可欠であり、今後、法曹有資格者を計画的に確保し、かつ育成していく ことが重要であると考えている。

- 流山市では、独自条例の制定の動きが活発化し、その検討段階から市民参加の機運が高まる中、市民対応における法的課題が増加したことを背景に、弁護士を採用した。今後、地方公務員の任用制度との関係で、弁護士の任用が流動的になる可能性がある中で、事業の継続性の確保や、弁護士の安定的な確保のための仕組みが課題として存在する。
- 地方公共団体における法曹有資格者の採用が進んでいないのは、自治体が弁護士に対してマイナスイメージを持っている点、その効果を測定し難い点、顧問弁護士との役割分担が不明瞭である点等にあると考えられることから、法曹有資格者の側で、採用へのアピールをする必要がある。

(5) 海外分野における活動について

- 外務省としては、弁護士に、企業支援に関する政府と企業の仲介役を果たすとともに、国際的なルール作りにおいても、新たなルールの提案等の役割を果たしてもらうべく、弁護士の海外展開に関する戦略を策定する必要があると考えている。
- 〇 日本企業の海外(アジア)進出支援のための業務として、中小企業が求める基本的知識から全般的な法律業務を弁護士が担う必要性は高い。業務の内容としては、言語や資格の問題があることから、紛争解決業務の提供は困難であり、取引法務が中心となる。

(6) 労働分野における活動について

〇 労働分野において、労働者側から見た場合、働きがいのある人間らしい 仕事の実現に当たり、専門家として法曹の果たすべき役割は大きい。また、 労使紛争の予防や自主的解決のためには、法曹が労働団体の職員として存 在することが重要である。

(7) 消費者分野における活動について

○ 消費者紛争に対する法的支援の必要性が増加していることに加え、特に 小規模の自治体においては、消費生活相談に十分対応できる体制がとられ ていないところもあり、消費者紛争に関して弁護士に対するニーズは増す ばかりである。

(8) 隣接専門職種団体について

○ 我が国に存在する法曹有資格者以外の法律専門家の存在も考慮し、法曹有資格者は、特に複雑困難な事件に対応できる専門的で豊かな法的素養を有する法律家と位置付け、司法書士は、市民に身近な法的問題の処理を担うものと位置付けることも、役割分担を明確にする上での一つの考え方である。また、国民の司法アクセスを向上させるためには、法曹有資格者と司法書士の連携が必要である。

(9) 法科大学院修了者について

○ 法科大学院を修了し、司法試験を3回受験してその受験資格を失ったが、 他方、法学検定試験や法教育にかかわる会社に就職したこともあり、法科 大学院での教育が直接役に立っており、法科大学院で学んだことを社会に 活かすことができていると考えている。

2 意見交換の内容

〇 第一次取りまとめにおける該当部分

法曹の活動領域の具体的な在り方として、従来の法律実務家としての活動はもとより、中小企業等の国際化の分野において法的需要が高まっている、日本の企業が世界に進出するためのグローバルな視点を持った人材を法曹の中にも育成する必要がある、自治体における法曹有資格者の活用の在り方について検討する必要がある、病院や学校等にも法的需要があるなどの意見も述べられ、さらに、これらの分野において、法曹有資格者が活躍できるための方策が重要であるといった意見なども述べられたところである。

新しい法曹養成制度の実際の運用や人々の認識では、従来の法律実務家としての法曹がイメージされている面もあり、新時代の法曹像についての明確なイメージが確立しないままに新しい法曹養成制度が動き始めたことにより様々な問題が生じているとの意見や、法曹養成制度の中で何かを改善すれば志願者が増えるのではないかという議論に偏ることなく、法曹の仕事の魅力やどのような分野で活躍できるのかを社会に伝えていく努力が必要であるなどの意見が述べられた。

- 〇 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 国内の企業や団体等への法曹人材の活動領域の拡大を着実に進めていく

ことも、国内の訴訟担当者から課題解決者へと転換していく上で重要である。訴訟以外の場において法曹人材が活躍できる社会的仕組みづくりをどのようにつくり上げていくのか、関係各省の連携とともに、官民が一体となって検討を進めていくことが大変重要である。

- ・ 法曹有資格者の活動領域について、国民生活に密着した分野である消費者、労働、中小企業、更には国、自治体、国際機関、企業、その他の組織体に広げていくという努力をしてきたが、他方で、個々の取組の中では様々な壁にぶつかっている。
- ・ 法科大学院修了後の人材活用について、法曹の素養を身に付けた人材を どのように社会に送り出していくかも、法科大学院の在り方を検討する上 で考えなければならない視点である。
- 国が法曹としての資格を認定しても、就職時のミスマッチが生じる結果、 社会に十分貢献できないという実態があり、検証の必要がある。
- ・ 法律家が例えば行政で活動する、あるいは企業で働くことは、単なる就職ではなく、法曹というものの持つべき質・コアが社会の中で求められているという観点から推奨されるべきものであり、この質・コアが何か、プロフェッションとしての法律家に求められる価値について議論する必要がある。

【法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果】

法曹が多様な分野で活動しやすくするための方策を検討する必要があるとされ、例えば、官公庁、地方自治体や企業等において一定数の法曹有資格者の採用を義務づける、司法試験合格後に司法修習を経なくても弁護士資格を付与されるための期間を短縮する、司法試験の実施時期を法科大学院修了前の3月に前倒しする、司法修習の終了時期(11月)を企業等の一般的な採用時期(4月)に合わせる、司法修習生が一定条件の下で勤務先を退職せずに従前の身分を維持したまま修習を受けることができるようにする、司法修習生に対する採用活動の在り方を見直す等の指摘及び意見があった。

もっとも、これらの指摘等については、実際の需要の有無にかかわらず企業等に法曹有資格者の採用を義務づけるのは国民の理解を得られない、司法試験の実

施時期を前倒しすることは、法科大学院修了者に受験資格を付与するという新たな法曹養成制度の枠組み自体を変えることとなる上、法科大学院での教育課程の更なる短縮を招くことになり妥当でない、現在の司法修習の時期(1 1 月から1年間)は可能な限り司法試験の合格発表(9 月)から不要な待機時間を設けないように配慮されており合理的である、効果的な司法修習を行うには修習専念義務等の一定の制約の下、全力で修習を行う必要があるといった意見があった。

- ・第2回会議資料6(「法曹有資格者の活動領域の拡大について」(レジュメ))
- ·第7回会議資料6 (就職状況説明資料)
- ・第8回会議資料3~8 (ヒアリング対象者のレジュメ及び参考資料)
- ・第9回会議資料2~7 (ヒアリング対象者及び発表委員のレジュメ並びに参考 資料)
- ・第10回会議資料2~8 (ヒアリング対象者のレジュメ及び日本弁護士連合会 提出資料)
- ・第11回会議資料2~6,8(ヒアリング対象者及び発表委員のレジュメ,隣 接法律専門職種団体からの意見書並びに弁護士の活動領域拡大に向けた取組と 課題)

第2 今後の法曹人口の在り方

【本論点の説明】

司法制度改革審議会意見書では、国民生活の様々な場面における法曹需要は、 量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想され、 その対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるとして、法曹人口増大の必要性が指摘された。今後の法曹人口の在り方について、法 曹有資格者の活動領域の拡大状況や、これからの我が国社会における法曹の役割、 法曹に対する社会の需要をも踏まえ、様々な角度から検討を行う必要がある。

【本論点の検討状況】

〇 第一次取りまとめにおける該当部分

法曹有資格者の活動領域の在り方とも関連する法曹人口の在り方については、地方ではいまだ弁護士が不足しており、司法試験合格者数が年間3000人でも多すぎることはないとの意見が表明されたが、その一方で、企業等における法曹有資格者の需要は今後も増加することは考えられるものの、どれほどの幅になるかや拡大傾向が継続するかについては疑問であり、適正な法曹人口の増加数についても検証・検討する必要があるとの意見もあった。

<u>【法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果】</u>

法曹の役割について、審議会意見は、今後の法曹は、訴訟を軸とした紛争解決・予防だけでなく、企業・団体、中央官庁、地方自治体、国会、国際機関など、社会の各分野における課題を解決する多様な役割が求められるとしており、これと同様の立場から、これまで法曹が十分に活躍してこなかった分野においても法曹の需要は多大に存在しているとして、今後とも法曹人口を大幅に増加させる必要があるとの意見が示されている。

なお、法曹と隣接法律専門職との関係については、法曹人口の大幅な増加と法曹の役割を拡大する取組みが進められる中で総合的に検討する必要があるとの意見があった。

以上と異なり、社会における法曹の役割については、審議会意見が必ずしも十

分に勘案していなかった様々な隣接法律専門職の存在をも踏まえて、法曹とそれらとの連携と分担の在り方を考慮して検討する必要があるとの指摘がある。また、法曹需要についても、審議会意見が予想したような需要の増加は根拠がなく、既に弁護士の供給は過剰となっており、質を確保する上でも問題があるとの指摘もある。

これらの立場からは、法曹人口についても、大幅に増加させる必要はないとの 指摘がされている。

いずれにせよ、法曹養成制度の在り方については、これら種々の意見が指摘する点も考慮に入れた上で、法曹に求められる役割と活動領域の拡大の状況や、司法・法曹に対する需要、国民の司法アクセスの状況等を踏まえた法曹人口の在り方と関連して、総合的に検討することが必要である。

【本論点の状況に関する資料】

第1の「本論点の状況に関する資料」で掲げた資料のほか、

- 第1回会議資料7(資料7)(司法試験合格者数の推移)
- ・基礎資料1の12 (法曹人口の推移)

- 第3 法曹養成制度の在り方
 - 1 法曹養成制度の理念と現状
 - (1) プロセスとしての法曹養成

新たな法曹養成制度は、法科大学院を中核として、法学教育、司法試験、司法 修習を有機的に連携させたプロセスにより法曹を養成することを目指したもの。 これに対し、司法試験や予備試験の受験資格の在り方等に対して様々な指摘もあ ることから、プロセスとしての法曹養成について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

【法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果】

新たな法曹養成制度は、司法試験という点のみでの選抜による従来の制度のもとでは、受験競争が過度に激化して受験生の間に受験技術優先の傾向が顕著になっており、司法制度改革が目指す質・量ともに豊かな法曹を養成するシステムとして問題があるとされたことから、法曹養成に特化した専門的教育機関としての法科大学院を新設し、これを中核として司法試験と司法修習とを有機的に連携させるシステムとして構想された。この趣旨から、新司法試験の受験資格を原則として法科大学院修了者のみに制限することとしたが、他方において、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹になる途を確保するため、予備試験を設けて、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、その合格者にも新司法試験の受験資格を認めることとしている。そして、予備試験の運用については、法科大学院修了者と予備試験合格者との間の競争の公平性を確保するために、両者の司法試験合格率を均衡させるとともに、予備試験合格者が法科大学院修了者と比べて不利に扱われることのないようにする旨の閣議決定がなされている(「規制改革推進のための三か年計画(再改定)」(平成21年3月31日))。

これに対し、法科大学院を中核とする制度の枠組み自体を批判するとともに、 予備試験こそが受験者の多様性を確保するための重要な制度であると見る立場から、 予備試験の科目数等を簡素化・簡易化して受験生の負担を軽減するべきであ るとの指摘や、上記のような新司法試験の受験資格制限を撤廃して、法科大学院 を新司法試験の受験資格とは無関係なものと位置付けるべきであるとの指摘もさ れている。

これに対しては、これらの指摘は新たな法曹養成制度の趣旨に反するもので、不適切であり、予備試験は、その導入の趣旨を踏まえて実施すべきであるとの意見があり、さらに、法科大学院を中核とするという新たな法曹養成制度の趣旨や、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹になる途を確保するという予備試験の趣旨にかんがみれば、法科大学院の学生には受験を認めないなど予備試験をより限定的なものにしたり、実施延期や廃止を検討すべきであるとの指摘もある。また、経済的事情等がないのに、法科大学院での教育を受けることをスキップして、試験のみで法曹資格を得ようとする「超特急組」が予備試験受験者・合格者の多数を占めることにならないかとの意見があった。

このように、司法試験の受験資格を法科大学院修了者と予備試験合格者に認めている新たな法曹養成制度の枠組み自体についても種々の意見が存在する。

【本論点の状況に関する資料】

・第1回会議資料7(資料1[61,62頁])(司法制度改革審議会意見書(抄)) その他,第3の3(4)「本論点の状況に関する資料」で掲げた資料。

- 第3 法曹養成制度の在り方
 - 1 法曹養成制度の理念と現状
 - (2) 法曹志願者の減少

新たな法曹養成制度が導入された後、法曹志願者が年々減少しており、現状のままでは、法曹の質を維持しつつ、その大幅な増加を図るという所期の理念の実現は困難ではないかという懸念が示されているとともに、法曹志願者減少の要因についても、様々な見方があることから、法曹養成制度の在り方の検討に当たっては、法曹志願者の減少の観点からも検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

〇 第一次取りまとめにおける該当部分

近年, 法曹志願者の減少が指摘されるが, それは, 司法試験合格率の低迷, 弁護士の就職難等が指摘される一方, 数年にわたる法科大学院での就学やその ための相当額の金銭的負担を要することなどから, 法曹を目指すことのリスク が高いととらえられていることが主因であると考えられ, 給費制から貸与制に 移行することが大きな影響を与えることにはならないと考えられるとの意見が 述べられた。

【法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果】

法科大学院志願者減少の要因は、新司法試験の合格率が低迷していることにあり、優秀な人材が法曹を目指すようにするためには、新司法試験の合格者を増加させ、合格率を引き上げるのが有効であるとの意見があった。

この意見に対しては、どのような層の志願者が減少しているかが問題であり、果たして、既修コースの修了者の半数が卒業した年に新司法試験に合格できるという現状が優秀な人材にとって法曹となることが困難な状況といえるのか、優秀な人材が法曹を志願しなくなっているとすれば、それはむしろ、弁護士の就職難などを背景として、法曹の魅力や資格としての価値が薄れており、法科大学院進学による経済的・時間的負担が見合わないと考えられているからであるとの見方もできるのではないかとの意見や、新司法試験は、法曹となろうとする者に必要

な学識・能力の有無を判定することを目的とする資格試験であり、政策的に合格者数を決定できる枠組みとはなっていない上、必要な学識・能力を備えた受験者が増えているか否かを問わず、政策的に合格者数を増加させることが法曹のユーザーである国民から容認されるのかとの意見があった。

- ・基礎資料2の9-1(志願者数・入学者数等の推移(平成16年度~平成23年度)) の「1. 志願者数及び志願倍率について」
- ・基礎資料2の9-3 (法科大学院適性試験について)

- 第3 法曹養成制度の在り方
 - 1 法曹養成制度の理念と現状
 - (3) 法曹の多様性の確保

司法制度改革審議会意見書では、多様なバックグラウンドを有する人材を多数 法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け 入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとされた。しかし、法 科大学院の志願者が大幅に減少する中で、法学部の学生以外の志望者も減少して おり、司法制度改革の理念の実現に支障が生じているとの問題点も挙げられていることから、法曹養成制度の在り方の検討に当たっては、法曹の多様性の確保の 観点からも検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

【法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果】

法科大学院の志願者が大幅に減少する中で、法学部の学生以外の志望者も減少 しており、多様な人材を多数法曹に受け入れるとの理念の実現に支障が生じてい る。

【本論点の状況に関する資料】

・基礎資料2の9-1(志願者数・入学者数等の推移(平成16年度~平成23年度)) の「2. 入学者数について」

- 第3 法曹養成制度の在り方
 - 1 法曹養成制度の理念と現状
 - (4) 法曹養成課程における経済的支援

司法修習生に対する経済的支援の在り方については、本フォーラムにおける検討結果を第一次取りまとめとして整理したところであるが、法科大学院生について、経済的支援の充実が必要であるとの指摘があることから、法曹養成課程における経済的支援について検討が必要である。

【本論点の検討状況】

〇 第一次取りまとめにおける整理

「個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方」について検討した結果、司法修習生に対する経済的支援の在り方として、①貸与制を基本として、②十分な資力を有しない者を対象に、貸与された修習資金の返還期限について猶予措置を講ずるべきであるとした。

【法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果】

法科大学院生の経済的負担を軽減するため、経済的支援(奨学金等)の充実が必要であるとの意見があった。

- 基礎資料2の14-1(高等教育段階における授業料減免措置の現状)
- ・基礎資料2の14-2 (日本学生支援機構 奨学金事業の充実)

- 第3 法曹養成制度の在り方
 - 2 法科大学院について
 - (1) 教育の質の向上

法科大学院における教育の質の向上を図るため、入学者選抜の在り方、法科大学院における成績評価及び修了認定の在り方、質の高い教員の確保等について、 改善方策を検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- 1 関係者からのヒアリング
 - 法科大学院の教育においては、①多角的な側面から1つの事象を検討すること、②双方向で議論することや、自分の議論の筋道を立てて相手を説得すること、③多人数の前でプレゼンテーションすること、④リーガル・クリニック等を通じて実務的な体験をすること等が行われ、また、⑤多様なバックグラウンドを持つ学生から様々な経験を学ぶ機会にもなっている。
 - 法科大学院は、利害特定能力、利害調整能力、論理的説得能力という社会 のあらゆる場面で機能する、価値の高い能力を学ぶ場となっている。
- 2 意見交換の内容
 - 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - ・ 司法試験の合格率について、継続して低位である法科大学院と向上してきている法科大学院が存在するが、それぞれの現状把握と課題の洗い出しを行い、これを整理した上で、法科大学院の在り方について検討する必要がある。
 - ・ 法曹の専門性強化のためには、法科大学院における多様な専門教育の充 実が不可欠であり、法科大学院の在り方を検討する際には重要視すべき項 目である。

<u>【法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果】</u>

- 法科大学院教育における問題点・論点として、次の点が挙げられる。
 - 一部の法科大学院において、入学者選抜の競争性が不十分であり、入学者

の質の確保に問題がある。

- 新司法試験の合格率が著しく低迷している法科大学院があり、また、一部の法科大学院において、厳格な成績評価及び修了認定を行っていない。
- 一部の法科大学院において、質の高い教員を確保できていない。
- 文部科学省において、法科大学院特別委員会報告に基づき、法科大学院教育の質の向上を目指した取組みを実施しているところであり、今後も、これを強力に推進する必要がある。

特別委員会報告は、各法科大学院が、自主的に入学定員の見直し等の改善措置を講じることを求めているが、法科大学院特別委員会が実施した各法科大学院の改善状況に関する調査の結果によれば、一部に、真摯に見直しを行っておらず、法科大学院として求められるレベルの教育ができていない法科大学院が存在しており、各法科大学院において一層の改善が求められる。

ワーキングチームにおいては、特別委員会報告及び文部科学省の取組みに関して、入学者の質を確保するためには、入学試験における競争性の確保(競争倍率2倍以上の確保)及び適性試験の改善(統一的な入学最低基準点の設定)が重要である、質の高い教員を確保するため、各法科大学院におけるFD(ファカルティ・ディベロップメント)の充実、教員養成体制の構築が必要であるとの意見があった。

- ・基礎資料2の8-1,2(「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」)
- ・基礎資料2の9-2 (各法科大学院の入学者選抜実施状況)
- 基礎資料2の9-3 (法科大学院適性試験について)
- ・基礎資料2の10-1 (修了認定状況の推移(平成17年度~平成22年度))
- ・基礎資料2の12-1 (平成21年4月中央教育審議会法科大学院特別委員会報告を踏まえた各法科大学院の改善状況(まとめ)(平成22年1月22日))
- 基礎資料2の12-2~4(各法科大学院の改善状況に係る調査結果)
- ・第7回会議の資料4(資料⑥から⑯まで[新司法試験結果の詳細])

- 第3 法曹養成制度の在り方
 - 2 法科大学院について
 - (2) 定員,設置数

法科大学院教育における問題点・論点の存在などに鑑み、法科大学院の入学定員の更なる見直しについて検討する必要があるとともに、教育の改善が進んでいない法科大学院について、統廃合を含む組織見直しについて検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - ・ 法科大学院の定員に対する司法試験合格者が少ない現状にあり、法科大学 院の人数を絞るべきである。

【法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果】

○ ワーキングチームにおいては、法科大学院教育において問題点・論点が存在 することなどにかんがみると、法科大学院の入学定員の更なる見直しが必要で あるとの意見が大勢を占めた。

そして、平成22年度の入学者選抜における競争倍率が2倍未満の法科大学院が40校も存在し、また、実入学者の総数も総入学定員に比して787人少なかったことなども踏まえて、特に問題点を抱える法科大学院は、その入学定員の削減を進めるべきであるとの意見があった。

この意見に対しては、審議会意見は、設置基準を満たした法科大学院は認可 し、広く参入を認めるべきものとしたのであり、その趣旨を踏まえて議論すべ きではないかとの意見があった。

○ また、入学定員の削減については、基本的には、各法科大学院の自主的な取組みに委ねるのが相当ではないかとの意見があった。

この意見に対しては、新たな法曹養成制度の現状が理念に沿ったものとなっていないのは、法科大学院の設置数及び総入学定員が多すぎることが大きな要因であるから、各法科大学院の自主性に委ねるのではなく、教育の質が確保できず、教育成果の挙がっていない法科大学院については、在学生の教育の機会

を担保した上で、退場してもらうルールを作る必要があるのではないかとの意見があった。

○ 教育内容や教育体制に多くの課題を抱えているにもかかわらず、改善が進んでいない法科大学院に対して、統廃合を含む組織見直しを促す必要があることについては異論はなかったが、法曹界に多様な人材を受け入れるという理念や地元に密着した法曹の養成という観点から、地方にも法科大学院が必要であり、法科大学院の全国適正配置に十分配慮すべきであるとの意見があった。

この意見に対しては、地方の法科大学院の中にも、質の高い教員の採用その他教育の質の確保という点で問題があり、新司法試験の合格実績も著しく低く、法曹を養成するという法科大学院の設置目的を十分に果たせていない法科大学院があることなどから、現実的な方策としては、むしろ、地方の法曹志願者については、法科大学院教育を受けるための財政的支援の充実を図るべきではないかとの意見があった。

また、法科大学院の統廃合を含む組織見直しを実効的に促進するために、認証評価を活用すべきであるとの指摘や、平成22年3月に法科大学院特別委員会が提言したとおり、新司法試験の合格実績を十分に挙げていない法科大学院について財政的支援の見直し(国立大学法人運営費交付金・私学助成金を削減すること)や人的支援の中止(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(以下「派遣法」という。)に基づく裁判官及び検察官の教員としての派遣要請に応じないこと)といった措置を検討すべきであるとの意見があった。

【本論点の状況に関する資料】

第3の2(1)の「本論点の状況に関する資料」に掲げた資料のほか、

- ・基礎資料2の3-1 (法科大学院一覧)
- ・基礎資料2の4 (法科大学院の入学定員の推移)

- 第3 法曹養成制度の在り方
 - 2 法科大学院について
 - (3) 認証評価

認証評価については、各認証評価機関の間で評価にばらつきがあり、評価内容についても、形式的な評価にとどまっているものもあるとの問題点が挙げられており、認証評価の在り方について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

【法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果】

法科大学院教育の問題点の1つとして、認証評価については、各認証評価機関の間で評価にばらつきがあり、評価内容についても、形式的な評価にとどまっているものもあると挙げられている。

- 基礎資料2の5-1 (法科大学院の認証評価について)
- ・基礎資料2の5-3 (法科大学院に係る認証評価の見直しに関する留意事項)

- 第3 法曹養成制度の在り方
 - 2 法科大学院について
 - (4) 法学未修者の教育

法学未修者の司法試験合格率が法学既修者のそれと比べて低いことなどを背景として、法学未修者に関する教育の在り方について様々な意見があるため、法学 未修者の教育について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 新司法試験の合格者の属性を見ると法学既修者が多く、試験にも有利との データとなっており、法科大学院のカリキュラムの在り方についても検討す る必要がある。
 - 現在の司法試験の科目数、出題の範囲、問題の質、評価の基準に照らし合わせると、法科大学院入学後初めて法律を学修する法学未修者が、3年間で司法試験に対応することは困難である。
 - ・ 未修者の選抜は難しく、どちらかといえば広く入学させて、プロセスの中で絞り込んでいく、進級認定・修了認定を厳しくしていく、これが一つの在り方だと考えられる。ただし、この場合にも法科大学院には入ったが、終了すらできない人たちを大量に作り出すことについて、どう対処していくのかという問題がまた次に生じる。
 - ・ 現行の未修3年、既修2年という仕組みは、絶対的で確定的なものとして つくられたものではないのであって、この根本的な枠組み自体を見直す必要 があるか検討を要する。

【法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果】

○ 法学未修者の最終合格率・短答式試験合格率は、いずれも法学部出身者が非 法学部出身者を下回っていることや、多様性の拡大のために法学部以外の学部 の出身者や社会人等に門戸を開くという法学未修者コースの本来の趣旨からす ると、法学未修者は、非法学部出身者に限定し、その教育内容を充実させるの が相当ではないかとの意見があった。

この意見に対しては、各大学の法学部の形態は多様であり、法学部出身者であっても、法律学の修業程度に差異があることに留意する必要があるとの意見があった。

○ 現在のように、法学未修者が1年間で法学既修者のレベルに追いつくという制度設計にはそもそも無理があるのではないかとの観点から、法科大学院の入学者を法学既修者に限定し、法学未修者は、大学卒業後に再度法学部3年次などに入学(いわゆる学士入学)し、法律学の基礎的な教育を受けた上で法科大学院に進学させるという制度も考えられるのではないかとの意見があった。

この意見に対しては、法学未修者教育の充実のため、平成22年3月に専門職大学院設置基準が改正され、法学未修者1年次における法律基本科目の6単位程度増加を可能とするなどの措置が講じられたことから、その改善状況を見定める必要があるのではないかとの意見や、法学未修者は、3年間で法学既修者のレベルに追いつけばよいのであり、それは、共通的な到達目標を適切に設定するとともに、教育内容の充実を図ることで可能なのではないかとの意見、3年間で法学既修者を凌ぐ成果を挙げている法学未修者もいるのだから、一律に学士入学を強いるのではなく、必要に応じて長期履修を認めるなど、法科大学院教育の柔軟化で対応すべきではないかとの意見があった。

〇 特別委員会報告のとおり、法学未修者1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われる必要があり、法学未修者(特に社会人)が自己の客観的な到達水準を認識し、自らの進路を検討する機会を与えるという観点からも、法学未修者が2年次に進級する際、全法科大学院統一の試験を実施してはどうかとの意見があった。

この意見に対しては、各法科大学院のカリキュラムは各法科大学院が創意工 夫により編成するものであり、授業科目の学年配置などが異なるため、全法科 大学院統一の試験の実施は難しいのではないかとの意見があった。

○ 法学未修者教育の充実のため、1年次法学未修者について、全法科大学院統 一のテキストを作成し、教育能力が高い教員による授業を全国配信してはどう かとの意見があった。

この意見に対しては、授業の全国配信は、法科大学院における教育方法につ

いて、「少人数教育を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとすべきである。」とした審議会意見と相容れないのではないか、各法科大学院がそれぞれの教育理念・目標の下に自主性・創造性を持ってカリキュラムを編成し、実施していくという基本理念にそぐわないのではないかとの意見があった。

○ 質の高い教員を確保するため、教員の授業について、一定期間経過後にインターネット上で公開し、外部から検証できるようにしてはどうかとの意見があった。

この意見に対しては、各大学(法科大学院を含む。)は、ピアレヴューによる評価や教育の質の確保のために必要な情報公開を行っており、認証評価機関による評価も行われているため、そのような形での各授業の公開までは必要ではなく、適切でもないとの意見があった。

【本論点の状況に関する資料】

第3の1(3)の「本論点の状況に関する資料」に掲げた資料のほか、

・第7回会議資料4(資料4)~⑥[新司法試験結果の詳細中, 既修・未修及び法学部・非法学部別の状況について])

- 第3 法曹養成制度の在り方
 - 3 司法試験について
 - (1) 受験回数制限

司法試験の受験回数制限について、撤廃又は緩和すべきであるとの意見がある ことから、検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- 〇 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - ・ 受験回数制限制度は、旧司法試験の下での過度の受験競争状態の解消を目的として、プロセスとしての法曹養成制度を導入する以上、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考え方から導入したものであり、合理的な制度である。
 - 5年の受験期間内での受験回数制限については、撤廃した方がよい。
 - ・ 法曹を目指して司法試験を受験するかどうかは、本人が決めるべきことであるし、受験者が3回よりも多く受験することを認めることにより、どのような不都合が生じるのかが不明である。
- なお、法科大学院修了者からは、受験によるストレスの負担の限界や、将来の転進を図りやすくする観点から、現行の制度に反対ではない、受験期間を設ける必要はある一方、期間内に回数制限を設けることは過度のプレッシャーにつながるものである、これらは個人的な意見であり、別の意見を持つ法科大学院修了者もいるとの意見を聴取した。

【法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果】

新司法試験には法科大学院修了又は予備試験合格後,5年間に3回という受験回数制限が設けられているが、現状の合格率を考えると、この制限を撤廃又は緩和(5年間に5回程度)すべきとの意見があった。

この意見に対しては、新司法試験の受験回数制限を撤廃すると、不合格者が滞留して合格率が大幅に下がり、司法制度改革以前の過度の受験競争の再現につながり、「プロセス」としての法曹養成制度の趣旨を踏まえて受験回数制限を課す

べきとした改革の意義を無に帰しかねず、適切でないとの意見があった。

【本論点の状況に関する資料】

・第7回会議資料4(資料②[司法試験の受験回数制限制度について], ③[新司法試験修了年度別合格状況])

- 第3 法曹養成制度の在り方
 - 3 司法試験について
 - (2) 方式・内容

司法試験の出題内容は、各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっていると評価されているとの意見もある一方、旧司法試験に比して科目数が増えていること等から受験者の負担が重いため、試験の方式及び内容について、科目数や出題範囲等を限定し、負担を軽減すべき等の意見もあり、これらの点について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 法律家としての基幹能力の育成が法科大学院の大きなテーマになるけれども、司法試験に受からない限り、法科大学院の評価も高まらないことから、司法試験の中身と法科大学院の教育とを再検討してみる必要がある。
 - 新司法試験の合格者の属性を見ると法学既修者が多く,試験にも有利との データと言えると思われ,これは一方で法科大学院の未修者の修了認定が甘 いということも言えるが,他方で,司法試験の問題が既修者に有利,つまり, 考え方よりも知識偏重になっているのではないかとの検討も,今後,慎重に 行う必要があるのではないか。

<u>【法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果】</u>

新司法試験の出題内容は、各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっており、概ね理念に沿ったものであると評価されているとの意見がある一方で、次のような問題点があるとの意見等があった。

○ 新司法試験は、旧司法試験に比して科目数が増えており、試験時間も長時間であること等から、受験者にとって負担が重い、短答式試験については、解答時間に比して問題数が多すぎることや、過度に細かな知識を問う内容となっており、特に法学未修者にとって不利であるとの意見があった。また、法学既修者と法学未修者との合格率の差、特に短答式試験の合格率の差が拡大している

ことが問題であるとの指摘がある。

これらの立場からは、改善策として、短答式試験の問題数を削減し、さらには対象とする科目数又は出題範囲を限定すべきではないかとの意見や、論文式試験については、法科大学院における3年間の学修の到達点を試験するにふさわしいものとするため、その出題内容や一定の試験時間内に求める解答内容などについて見直すべきであるとの意見があった。

これらの意見に対しては、新司法試験で問われているのは法曹となろうとす る者に必要な基本的な知識・能力であり、法科大学院課程を通じてこれを確実 に修得することが求められているとの指摘がある。また、最終合格に必要な論 文式試験の平均点が年々下がっており、平成21年について見ると、短答式試 験の合格に必要な成績は満点の6割程度で、直近修了者のうち法学既修者の短 答式試験合格率が9割弱(87.9%)に及んでいることからすれば、受験者 にとって過度な負担とは言い難いとの意見があった。さらに、新司法試験の問 題を現状以上に易化させるのは不相当であり、法科大学院に対する教育的メッ セージとしての効果を考えると、新司法試験の問題は、あるべき法科大学院教 育を踏まえたものとすべきであるとの意見があった。加えて、法学既修者と法 学未修者との差については、法律に関する試験である以上、法科大学院課程を 通じて十分な知識・能力を涵養できない者が法学未修者の中により多くいるこ とはやむを得ないと考えられるし、同じ法学既修者あるいは法学未修者の中で も、法学部出身・非法学部出身による違いがあり、あるいは、法科大学院によ るばらつきが大きく、単純に法学既修者・法学未修者と区別することは適当で はないとの意見があった。

なお、法曹となろうとする者に必要な基本的知識・能力とは何かという点について、関係者間で共通の理解を得た上で、新司法試験の内容等について議論すべきとの意見があった。

○ 新司法試験の内容は、法廷実務家のみでない多様な法律家を養成するという 理念に沿っていないのではないかとの指摘がある。この立場からは、新司法試 験の問題に訴訟以外の手段による課題解決のケースも加えるべきではないかと の意見があった。

この意見に対しては、新司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士になろうと

する者に必要な学識・能力の有無を判定することを目的とする資格試験であり、資格試験としての性質上、その合格者は、多様な活動に従事するにせよ、その資格に基づいて活動するに足りる知識・能力を最低限備えている必要があるという意見や、訴訟にかかわる具体的事例が出題の題材となっていたとしても、新司法試験で問われているのは法曹となろうとする者に必要な基本的な理解・能力であり、多様な分野で活動する場合であっても、共通して身に付けておくべき内容であるとの意見があった。さらに、企業法務などの専門的な業務に従事するとしても、持続的・発展的にその業務を行っていくためには、個別の専門的な分野の特殊な知識よりも、憲法、民事法(民法・商法・民事訴訟法)、刑事法(刑法・刑事訴訟法)といった基本法を確実に修得していることが必要であるとの意見があった。

【本論点の状況に関する資料】

・基礎資料3の1 (司法試験の仕組み)

- 第3 法曹養成制度の在り方
 - 3 司法試験について
 - (3) 合格基準・合格者決定

司法試験の合格基準・合格者決定について、合否判定の在り方について見直す必要があるのではないか等の意見がある一方、何が適正な合格水準かについて様々な見解があって合否判定の在り方などで求める工夫もそれらのいずれの見解に立つかによって異なり得るとの意見があるとともに、合格基準に関する情報を公表すべきではないかとの意見がある一方、司法試験に求められる判定の在り方からしてそもそも一義的に合格基準を示すことが可能なのか、また、情報の充実化は図られているとの意見もあり、これらの点について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- 〇 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 司法試験合格者数の問題とも関連して、2000番の受験者の点数と25 00番の受験者の点数にはそれほど開きがあるわけではないと思われるところ、司法試験合格者に求められるレベルが従前の司法試験において求められた合格者のレベルとは異なるべきではないかということを検討する必要がある。

【法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果】

〇 適正さ

現在の合否判定は、受験者の専門的学識・能力の評価を実質的に反映した合理性のあるものになっているか疑問とする余地があり、合格者数が低迷しているのは合格レベルに達しない受験者が多かったからだと直ちに断定することはできず、合否判定の在り方についても見直す必要があるのではないか、法曹になるために最低限必要な能力は何かという観点から合格水準について検討すべきではないか、新たな法曹養成制度の下で司法試験合格者に求められる専門的学識・能力の内容や程度について、考査委員の間に共通の認識がないのではないか、新司法試験の考査委員には、法科大学院での教育やその趣旨についての

理解が十分でないまま、旧来の司法試験と同様の意識や感覚で合否の決定に当たっている者も少なくないのではないかと疑われるとの意見があり、また、この立場から、考査委員の選任や考査委員会議の在り方等について工夫してはどうか (例えば、考査委員代表者を中心にする少人数の作業班により答案の質的レベル評価を反映する合格ラインの決定を行う等)との意見があった。

他方で、新司法試験の合格者である司法修習生の中にも、基本法の基礎的な知識・理解が不十分な者がいるとの指摘がされていることなどから、新司法試験の合否判定が慎重かつ厳格になされることが求められるとの指摘がある。もっとも、これに対しては、それはむしろ筆記試験による選別の限界を意味し、司法修習の過程を通じた更なる選別の必要を示すものであり、そのような指摘は当たらないとの意見もあった。

さらに、何が適正な合格水準かについては様々な意見があり、現在の合格水準の適正さについても、高すぎる、低すぎる、あるいは適正であるとの様々な見解があり、合否判定の在り方などの手続面で求める工夫もそれらのいずれの見解に立つかによって異なり得るとの意見があった。

〇 明確性・透明性

新司法試験の合格基準や合格者数の決定プロセスが不明確であり、受験者や 法科大学院への情報提供が不十分ではないか、情報が明らかになっていないた め、その適正さについて検証することができない、との意見があり、この立場 から、合格基準に関する情報を公表すべきではないかとの意見があった。

この意見に対しては、新司法試験に求められる判定の在り方からして、そもそも一義的に合格基準を示すことが可能なのかという意見があった。また、従来から、試験問題、短答式試験の正答、論文式試験の出題の趣旨、考査委員による採点実感等に関する意見、考査委員のヒアリング結果が公表されている上、受験者本人に成績通知がなされており、旧司法試験に比べて情報の充実化が図られているところ、これらは教育・学習への重要な示唆となるとの指摘がある。

【本論点の状況に関する資料】

基礎資料3の8,10,14,18,22,26(平成18年~23年新司法 試験の結果(抜粋))

- 第3 法曹養成制度の在り方
 - 3 司法試験について
 - (4) 予備試験制度

司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)については、予備試験を受験者の多様性を確保するための重要な制度であると見る立場から、予備試験の科目数等を簡素化・簡易化して受験生の負担を軽減するべきであるとの指摘があり、制度の実施状況を踏まえつつ、この点を検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- 〇 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 予備試験は、法科大学院教育のバイパスとなってはならず、予備試験の制度趣旨が実現されているのか、単なる法科大学院のバイパスになっていないか等を検証し、予備試験の在り方の検討が必要である。

<u>【法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果】</u>

新たな法曹養成制度は、司法試験という点のみでの選抜による従来の制度のもとでは、受験競争が過度に激化して受験生の間に受験技術優先の傾向が顕著になっており、司法制度改革が目指す質・量ともに豊かな法曹を養成するシステムとして問題があるとされたことから、法曹養成に特化した専門的教育機関としての法科大学院を新設し、これを中核として司法試験と司法修習とを有機的に連携させるシステムとして構想された。この趣旨から、新司法試験の受験資格を原則として法科大学院修了者のみに制限することとしたが、他方において、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹になる途を確保するため、予備試験を設けて、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、その合格者にも新司法試験の受験資格を認めることとしている。そして、予備試験の運用については、法科大学院修了者と予備試験合格者との間の競争の公平性を確保するために、両者の司法試験合格率を均衡させるとともに、予備試験合格者が法科大学院修了者と比べて不利に扱われることのないようにする旨の閣議決定がなされている(「規制改革推進のための三か年計画(再

改定)」(平成21年3月31日))。

これに対し、法科大学院を中核とする制度の枠組み自体を批判するとともに、予備試験こそが受験者の多様性を確保するための重要な制度であると見る立場から、予備試験の科目数等を簡素化・簡易化して受験生の負担を軽減するべきであるとの指摘や、上記のような新司法試験の受験資格制限を撤廃して、法科大学院を新司法試験の受験資格とは無関係なものと位置付けるべきであるとの指摘もされている。

これに対しては、これらの指摘は新たな法曹養成制度の趣旨に反するもので、不適切であり、予備試験は、その導入の趣旨を踏まえて実施すべきであるとの意見があり、さらに、法科大学院を中核とするという新たな法曹養成制度の趣旨や、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹になる途を確保するという予備試験の趣旨にかんがみれば、法科大学院の学生には受験を認めないなど予備試験をより限定的なものにしたり、実施延期や廃止を検討すべきであるとの指摘もある。また、経済的事情等がないのに、法科大学院での教育を受けることをスキップして、試験のみで法曹資格を得ようとする「超特急組」が予備試験受験者・合格者の多数を占めることにならないかとの意見があった。

このように、司法試験の受験資格を法科大学院修了者と予備試験合格者に認めている新たな法曹養成制度の枠組み自体についても種々の意見が存在する。

- ・基礎資料3の32 (司法試験予備試験の仕組み)
- 基礎資料3の35 (平成23年司法試験予備試験の結果)

- 第3 法曹養成制度の在り方
 - 4 司法修習について
 - (1) 法科大学院教育との連携

司法修習について、法科大学院教育との連携の在り方を踏まえて検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

【法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果】

法科大学院における法律実務教育の内容は、法科大学院の間で格差があるにもかかわらず、これを補う機会のないまま、司法修習の最初から実務修習が行われる点に問題があるとして、実務修習の開始前に導入的な研修を行うべきであるとの意見があった。また、法律実務基礎教育は法科大学院において適切に行われるべきものであり、これが不足しているとすれば、法科大学院における教育に問題があるのではないかとの意見もあった。

これらの意見に対しては、法科大学院における実務教育を従来の司法修習における前期修習を代替するものと位置付けるのは誤解であり、実際にも、それを完全に代替するようなものとすることは、法科大学院のカリキュラム構成上、可能でなく適切でもないとの指摘があり、法科大学院における実務教育と司法修習の役割分担を明確にすべきではないかとの意見があった。

また、司法研修所では、法科大学院との定期的な意見交換や実務基礎教育の留意点に関する資料の公表等により、法科大学院教育との連携を図っており、今後の実務基礎教育の充実が期待され得ることや、司法研修所等が実施している分野別実務修習開始時の導入的な教育及び分野別実務修習により、集合修習の前までに大部分の司法修習生が相応の水準に達していることから、実務修習開始前に導入的な研修を行う必要性はないのではないかとの意見があった。

- 基礎資料2の2-1 (法科大学院に係る設置基準の概要)
- ・基礎資料3の37 (新司法修習の概要)

・基礎資料3の39 (新司法修習の構成)

- 第3 法曹養成制度の在り方
 - 4 司法修習について
 - (2) 司法修習の内容

新しい時代の多様なニーズに即した法的サービスを提供する法曹を養成するものとしてふさわしい司法修習の内容について、検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

【法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果】

○ 現在の司法修習が法廷実務を修得することを主たる内容としており、多様な 法律家を養成するという理念に沿わないものとなっているとして、司法修習に おいては訴訟実務に限らずそれ以外の課題解決についても研修内容とすべきで はないかとの意見があった。

この意見に対しては、現在の司法修習は、法廷実務に限らず、企業や行政官 庁等を含めた幅広い活動をするための共通の基礎を修得させることを重視して いるほか、選択型実務修習として、企業法務等、訴訟実務以外の法律実務分野 を内容とする修習も行われており、多様な法律家を養成することが視野に置か れているとの意見があった。

○ 選択型実務修習等について、当初の理念どおりに機能していないとの指摘があることを踏まえ、その在り方を検討すべきではないかとの意見があった。

この意見に対しては、選択型実務修習は、新しい時代の法曹として、多様な法的ニーズに柔軟に対応していくための素地を涵養する貴重な機会ではないかとの意見や、選択型実務修習の在り方等の修習の内容については、運用の問題として外部有識者も含む司法修習委員会において更に検討していくべきではないかとの意見があった。

○ 二回試験について、その内容が適切なものであるか否かの検証が可能となる ように、試験問題と、少なくとも出題趣旨を公表すべきであるとの意見があっ た。

この意見に対しては、二回試験は、外部委員も含めた司法修習生考試委員会

において、法曹に必要な最低限の資質・能力を有しているかという観点から、必要な検証がされ得るシステムになっているし、考試記録は実際の事件を基に作成されていて、プライバシーの観点からの配慮が必要になるなどの問題があり、考試記録等の公表は困難ではないかとの意見があった。

【本論点の状況に関する資料】

・基礎資料3の44 (選択型実務修習の概要)